



## 【電気・ガス料金負担軽減支援】に係る電気料金の特別措置について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、2026年5月25日に政府が公表した国の「電気・ガス料金負担軽減支援」（以下、「本支援」という）に基づき、弊社と電気をご契約のすべてのお客様を対象に、国が定める値引き単価を反映し電気料金を算出することとしましたので、お知らせいたします。

敬具

### 1. 「電気・ガス負担軽減支援」の概要

2026年5月25日に政府が公表した「中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等について」に基づくエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

### 2. 対象となるお客様

弊社と電気需給契約があるお客様

※専有部と共用部では値引き単価が異なります。ご注意ください。

### 3. 適用期間

2026年7月使用（8月検針分）～9月使用（10月検針分）

### 4. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本支援において定められている以下の金額を適用して、電気料金を算出いたします。

対象期間	2026年7月使用 (8月検針9月請求分)	2026年8月使用 (9月検針10月請求分)	2026年9月使用 (10月検針11月請求分)
専有部	▲3.5円/kWh	▲4.5円/kWh	▲3.5円/kWh
共用部	▲1.8円/kWh	▲2.3円/kWh	▲1.8円/kWh

### 5. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス料金負担軽減支援事業事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客様向け窓口：0120-013-305（受付時間平日9～17時）